

## 日本版スチュワードシップ・コード(「責任ある機関投資家」の諸原則) 遵守表明書

2024年8月

### スチュワードシップ・コードの受け入れ

ヌビーン・ジャパン株式会社、ヌビーン・エルエルシーおよびその傘下にある投資関連会社(ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシー、TIAA-CREF インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ティーチャーズ・アドバイザーズ・エルエルシー、ウインズロウ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー)(総称して、以下「当社」といいます。)は、『責任ある機関投資家』の諸原則(以下「スチュワードシップ・コード」)の趣旨に賛同しています。当社は、金融庁が公表し、2020年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明します。

当社は以下の通り、スチュワードシップ責任を果たし、スチュワードシップ・コードの7つの原則(原則8を除いた7原則)を適用するための方針声明を定めています。

#### 原則 1

**機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社の「責任投資に関する方針声明(以下「方針声明」)」は、当社のスチュワードシップ責任を実施に移すための方針を定めています。

ヌビーンは、親会社である「米国教職員退職年金／保険組合 Teachers Insurance and Annuity Association of America; TIAA)」を通じ、50年にわたって責任投資を主導してきており、方針声明は、その実績によって培われたヌビーンの責任投資への強い決意を示しています。当社は顧客から、その受託資産の善良なる管理者であるよう期待されていることを承知しています。

当社は、投資リサーチやデューデリジェンス、ポートフォリオ構築、継続的モニタリングの中に財務上重要な環境・社会・ガバナンス(ESG)要素を組み込むという投資哲学とアプローチを採用しており、それが長期的な運用成績を高め、投資リスクを軽減し、投資の意思決定プロセスに情報を提供しているものと信じています。

方針声明は、ヌビーン議決権行使に係る利益相反管理の概要の文書名で当社ウェブサイトにてご覧いただけます。

#### 原則 2

**機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、通常の事業活動の過程で生じるおそれのある利益相反を回避、あるいは軽減するよう努めています。これを複数の手段によって行っています。

(1) 利益相反管理方針の策定を通じて

- (2) 従業員の研修を通じて
- (3) 統制の実施を通じて
- (4) 従業員の個人証券取引と行動、従業員や会社または顧客もしくはその両方、投資先企業との関係など、利益相反のおそれのある活動の監視を通じて

ヌビーンの利益相反管理に係る方針、有価証券の議決権行使等の慣行に関する情報は、ヌビーン関連会社各社のフォーム ADV、パート 2A に記載されており、一般に公開しています。

## 原則 3

**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当社は、すべての資産クラスの透明性とイノベーションを進め、責任投資のベストプラクティス(最善慣行)をグローバルに採用することが、投資先企業、投資家の持続的成長へ貢献するものと考えています。

当社は、企業レベルで開発した能力に加え、以下の財務上重要な主要原則を基礎とする資産クラスごとの具体的な活動を通じて責任投資の取り組みを実施しています。

- (1) エンゲージメント
- (2) ESG のインテグレーション
- (3) 運用資産全体でプラス効果を推進

ヌビーン傘下の各投資関連会社は、それぞれの投資戦略に基づいた独自の投資アプローチを採用する場合がありますが、当社は、これらの相互に補強しあう原則がすべての資産クラスの関連性と適用性を高めると考えています。当社の活動は、市場動向および事業ニーズとの一貫性を確保できるように今後も進化を続けてまいります。

当社は引き続き、顧客その他のステークホルダーに対する責任投資活動の透明性確保に力を尽くしています。

## 原則 4

**機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当社は、発行体、ポートフォリオの投資先企業、テナント、関連する第三者機関および市場との対話を通じてベストプラクティスを奨励することが顧客の経済的利益にかなうと考えています。

当社は、投資先企業の深い理解に基づき、最高経営責任者、シニア・マネジメント、取締役会、テナント、関連する第三者機関および市場との直接かつ建設的な対話の中でベストプラクティスの採用を奨励しています。建設的な対話が望ましい結果を生まない場合、当社は、多様な戦術を用いて当社のエンゲージメントを発展させていきます。傘下の投資関連会社ごとのエスカレーション戦術に関する追加情報は、ご要望に応じて提供いたします。

当社は独自に、また他の投資家と協働し、公開・非公開会社に対して長期的利益の持続可能性に影響を与える ESG 問題に関する慣行を推進するよう促すため、当社の影響力や事業関係、議決

権行使などの正式な経路を活用しています。当社は、規制当局、公共政策立案当局およびその他の業界団体との建設的な対話を通じ、長期的な持続的成長につながるものとして責任投資のベストプラクティスの推進をグローバルに支援しています。

## 原則 5

**機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は顧客に対するフィデューシャリー・デューティ(受託者責任)の一環として、ポートフォリオの投資先企業の株主および投資家として顧客の利益を擁護しています。

当社は、議決権が確実に顧客の最善の利益となるように行使される堅牢な議決権行使プロセスを導入しています。当社は、主に議決権行使の行使事務や行使プロセスを効率的に実施するため、社外機関によるサービス提供を受けることがあります。当社の議決権行使は、自社の議決権行使方針に基づいて行われています。

当社の行使結果はウェブサイト上で毎年公開されています。

当社は、機関投資家と投資先企業の経営陣との間で、オープンかつ誠実な対話を維持するよう努めており、ご要望に応じて、議決権行使状況、原則、および行使理由に関するより詳細な情報を提供してまいります。

## 原則 6

**機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当社では、責任投資のベストプラクティスに影響を与え、刷新するため、幅広い戦略をグローバルに活用しています。これらのエンゲージメント活動は、議決権行使、対話、焦点を絞った取り組み、市場戦略、政策への影響を含む場合があります。当社は引き続き、顧客その他のステークホルダーに対する責任投資活動の透明性確保に力を尽くしています。ご要望に応じて追加情報を提供いたします。

## 原則 7

**機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

当社は、規制当局、公共政策立案当局およびその他の業界団体との建設的な対話を通じ、長期的な持続的成長につながるものとして責任投資のベストプラクティスの推進をグローバルに支援して

います。当社は、投資先企業の深い理解に基づき、最高経営責任者、シニア・マネジメント、取締役会、テナント、関連する第三者機関および市場との直接かつ建設的な対話の中で、いっそうの開示と ESG に関するベストプラクティスの採用を奨励しています。

## 原則 8

**機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。**

本原則に関して当社は該当いたしません。